

## おがニャッピーくらし応援商品券2026 取扱店登録申請書

令和 8 年 月 日

西秩父商工会 様

事業要項を確認、裏面の必要同意事項（※裏面を必ず確認してください。）に同意のうえ、  
「おがニャッピーくらし応援商品券2026」の取扱店として申し込みをします。

店舗情報	郵便番号	〒 —		
	所在地	小鹿野町		
	店舗名	（注）取扱店リストに掲載する名称でご記入ください。		
	店舗代表者名			
	業種 □にチェックしてください	<input type="checkbox"/> ①小売業 <input type="checkbox"/> ②飲食業 <input type="checkbox"/> ③サービス業 <input type="checkbox"/> ④その他（ 具体的に記入してください）		
	商工業活動に必要な許可番号等	※該当する方のみ記入		
	電話番号		F A X	
	店舗面積 （小売業のみ記入）	m <sup>2</sup>	（小売業のみ） ○印で囲んでください	大型店・中型店・小規模店
換金の口座情報	<input type="checkbox"/> 下記口座情報は令和6年度（2024年度）と同じ口座情報で登録を希望する ※希望しない場合は必ず口座情報を記載してください			
	金融機関名 （該当金融機関を○で囲んでください）	埼玉りそな銀行・埼玉信用組合	支店名	支店
	預金種別 （該当箇所に○印を付けてください）	普通・当座	口座番号	
	フリガナ 口座名義			

金融機関名は、小鹿野町内の金融機関である埼玉りそな銀行小鹿野支店又は、埼玉信用組合小鹿野支店に開設されている口座をご記入ください。

ただし、上記金融機関で口座開設できないなど特別な理由がある場合は、商工会への事前確認のうえ、同金融機関の他支店での口座の登録を可能とします。

(提出書類)

該当する方のみ（商工業活動を行うにあたり、許可又は免許が必要な方）

・飲食店営業許可、酒類販売免許 他

※該当事業者が、未提出の場合は、商工会が確認を行います。

※ご記入いただいた情報は、本事業実施のために利用し、取扱いについては当会において厳重に管理いたします。  
なお、本事業の検査完了後、提供いただいた情報は廃棄処理を行わせていただきます。

西秩父商工会

## おがニャッピーくらし応援商品券2026 取扱店登録に関する同意書

**※全事項に同意しない事業所は取扱店に登録できません**

<p><b>【取扱店の参加資格】</b>                  取扱店の参加資格は、小鹿野町内に店舗、事業所等を有する事業者とし、次の各号に掲げる事業者は除くものとする。</p> <p>(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業を行っている事業者(但し、同条第1項に定める「料理店」は除外する。)</p> <p>(2) 特定の宗教、政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者</p> <p>(3) 実施要項4「商品券の利用対象除外」に規定する内容のみを取扱う事業者</p> <p>(4) 個人事業者・法人の役員等が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。))又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する事業者</p> <p>(5) 商工業活動を行うにあたり許可又は免許が必要な場合に、必要な許可を取得していない事業者(例:飲食店営業許可、酒類販売業免許 他)</p>	<p>左記事項を確認し、 取扱店除外事業所でないことに同意</p> <p>➡</p> <p>する・しない</p> <p>※いずれかに○印</p>
<p><b>【商品券取扱上の厳守事項】</b></p> <p>(1) 商品券は、取扱店における物品の販売又は役務の提供などの取引においてのみ利用することができるものとする。</p> <p>(2) 商品券を現金と交換することはできない。</p> <p>(3) 商品券の利用が額面に満たない場合においてもつり銭は出さない。</p> <p>(4) 有効期間を経過した商品券は無効とする。</p> <p>(5) 取扱店における商品券の紛失又は盗難・破損に関し、西秩父商工会はその責を負わない。</p> <p>(6) 紛失・盗難・破損その他の事由による商品券再発行の申し出には、一切応じることはできない。</p>	<p>左記事項を確認し、</p> <p>➡</p> <p>取扱厳守事項に同意</p> <p>する・しない</p> <p>※いずれかに○印</p>
<p><b>【商品券の利用対象除外】</b></p> <p>(1) 税金、水道・電気料金等の公共料金の支払い</p> <p>(2) 有価証券、他の商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入</p> <p>(3) 医療保険、介護保険等の一部負担金(処方箋が必要な医薬品を含む。)</p> <p>(4) 取扱店自身の仕入れ等の事業上の取引</p> <p>(5) 買掛金、売掛金の支払い</p> <p>(6) 土地・家屋購入、地代・家賃・駐車料等の不動産に関わる支払い</p> <p>(7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業への支払い(但し、同条第1項に定める「料理店」は除外する。)</p> <p>(8) 特定の宗教、政治団体と関わるものや公序良俗に反するものへの利用</p> <p>(9) 取扱店が特に指定するもの</p>	<p>左記事項を確認し、</p> <p>➡</p> <p>利用除外品への換金を行わないことに同意</p> <p>する・しない</p> <p>※いずれかに○印</p>
<p><b>【取扱店の責務等】</b></p> <p>(1) 商品券は、再使用等を防止するため、受領後直ちに裏面の引換取扱店記入欄に取扱店の印(事業所名(店名)ゴム印又は社印(個人事業者は認印でも可)等)を押印し、「使用済券」としなければならない。</p> <p>(2) 有効期間経過後の令和8年10月1日(木)以後は、商品券を受取ってはならない。</p> <p>(3) 商品券は、受け取る前に問題ないかを確認し、色合いが明らかに違うなど偽造された商品券と判別できる場合は、商品券の使用を拒否するとともに、その事実を速やかに商工会及び警察に通報するものとする。</p> <p>(4) 使用済券の使用は、これを拒否しなければならない。既に取扱店の印が押印された商品券は「使用済券」とみなし、使用を拒否しなければならない。</p> <p>(5) 商品券を取扱店自身の仕入れ等の事業上の取引に使用したり、譲渡・売買するなど本事業の趣旨に反する行為をしてはならない。</p> <p>(6) 商品券が利用できる取扱店であることが明確となるよう、商工会から配付された取扱店掲示物等(のぼり旗・ポスター)を分かりやすい場所に掲示するものとする。</p>	<p>左記事項を確認し、</p> <p>➡</p> <p>取扱店の責務を果たすことに同意</p> <p>する・しない</p> <p>※いずれかに○印</p>

※事業所名・代表者名に記名・押印のうえ提出

事業所名

令和 8 年      月      日

代表者名

㊞